

# 石川県公報

令和5年1月10日

第13572号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示			
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	1	○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	3
		正 誤	
		○令和4.12.20第13568号中	3

## 告 示

### 石川県告示第5号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
わとうゆきひろクリニック	河北郡内灘町字大学2丁目202番 ノーブルハイツ1階	令和4年12月1日
本庄歯科医院	羽咋郡宝達志水町今浜へ277-1	令和4年11月1日
訪問看護ステーションデイジー	白山市馬場一丁目159番地	令和4年12月9日

### 石川県告示第6号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
わとうゆきひろクリニック	河北郡内灘町字大学2丁目202番 ノーブルハイツ1階	令和4年12月1日
本庄歯科医院	羽咋郡宝達志水町今浜へ277-1	令和4年11月1日
訪問看護ステーションデイジー	白山市馬場一丁目159番地	令和4年12月9日

### 石川県告示第7号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年1月10日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
本庄歯科医院	羽咋郡宝達志水町今浜へ277-1	令和4年10月31日

**石川県告示第8号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年1月10日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
本庄歯科医院	羽咋郡宝達志水町今浜へ277-1	令和4年10月31日

**石川県告示第9号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオン薬局野々市南店	野々市市上林4-747	令和5年 1月1日

**石川県告示第10号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオン薬局野々市南店	野々市市上林4-747	令和5年 1月1日

**石川県告示第11号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和5年1月10日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
西森 他喜雄(ちよの接骨院)	白山市千代野西2丁目6-6	令和4年12月12日
池島 充則(池島接骨院)	鹿島郡中能登町金丸2229番地1	令和4年12月20日

## 石川県告示第12号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和5年1月10日

石川県知事 馳 浩

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
西森 他喜雄 (ちよの接骨院)	白山市千代野西2丁目6-6	令和4年12月12日
池島 充則 (池島接骨院)	鹿島郡中能登町金丸2229番地1	令和4年12月20日

**正 誤**

令和4年12月20日発行の石川県公報第13568号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
1	石川県告示第488号	石川県告示第488号	石川県告示第487号の2

